平成２２年（フ）第４２１号
相模原市緑区鳥屋86番地８
債務者　渡部　宏江
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第９３６号
東京都町田市木曽東３丁目16番28―406号
債務者　土屋美由紀（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９７１号
東京都足立区梅田７丁目29番14―302号
債務者　柴山浩一郎
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０５５号
東京都東久留米市前沢５丁目12番５号ハイツ吉田101号
債務者　栗原　眞一
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３８号
愛知県豊橋市前芝町字東104番105番合併地
債務者　北河　貞二
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１４９号
愛知県豊橋市大岩町字火打坂94番地の８
債務者　久保田志乃
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月27日午後２時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１６９号
愛知県豊橋市石巻町字野田６番地の８　１―504
債務者　藤本さとみ
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１７５号
愛知県豊川市二見町92番地　レジデンスとよね103号
債務者　岡本総工こと　岡本　　滿
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１７６号
愛知県豊橋市山田三番町98番地の２
債務者　加藤　明美
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１８５号
愛知県豊橋市飯村北３丁目12番地の７　D―201
債務者　篠原組こと　篠原　正司
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１８８号
愛知県豊川市三蔵子町宮前64番地　セジュール宮道Ａ棟102号
債務者　西建こと　西村　隆二
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１９２号
愛知県新城市八名井字下モ屋敷５番地３
債務者　藤田　嘉美
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３３５号
青森県上北郡東北町大字大浦字一本松64番地７
債務者　蛯名　誠一
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３６号
青森県上北郡東北町大字大浦字一本松64番地７
債務者　蛯名紀久枝
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４６号
青森市浪館前田２丁目22番23号
債務者　張間　桂子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部